

自然災害に伴う災害救助法の適用を受けた受験生に対する入学検定料の 免除措置について

本学は平成 23 年度以降、東日本大震災をはじめとする各地の大型地震の被災者となった受験生への入学検定料の免除措置を行ってまいりました。

近年では、地震のみならず台風、集中豪雨、異常気象などの各種の自然災害による被害も甚大なものとなっております。つきましてはこのような状況を勘案し、免除措置の対象災害について改めて見直しを行い、令和 4 年度入試においては、自然災害に伴う災害救助法の適用を受けた地域の被災者の皆さまを対象として入学検定料の免除措置を行うこととしましたので、該当される方は申請をお願いします。

1. 免除措置の対象者

令和 3 年度（※1）に自然災害に伴う災害救助法の適用地域となり、本学が指定する地域（※2）で被災した方で、①又は②のいずれかに該当し、本学の令和 4 年度各種入学者選抜試験に志願する方、もしくは受験した方

- ①主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- ②主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

※1：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

※2：該当する災害救助法適用地域は本学ホームページ上に掲載

2. 入学検定料免除額

受験しようとしている入試区分や入試日程での検定料相当額。

学科併願や A 日程・B 日程同時出願による検定料の優遇がある場合は、実際に負担する予定の検定料相当額

3. 免除の申請方法

入学検定料免除申請書及び必要書類を出願書類とともに提出してください。

なお、すでに出願書類を提出された方や受験された方であっても、前記 1 に該当する方は、納付済検定料返還請求書を提出していただくことにより、納付済みの検定料を返還します。

4. 必要書類（入学検定料免除申請書に必要書類を添付）

対象者	必要書類
○令和3年度に自然災害に伴う災害救助法の適用地域となり、本学が指定する地域（※2）で被災した志願者、受0験者で、以下のいずれかに該当する方	
ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した者	公的機関の発行するり災証明書（コピー可） 世帯全員の住民票（発行6ヶ月以内のもの）
イ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の者	死亡を証明する書類（戸籍謄本、死亡診断書等） 又は行方不明を証明する書類

本件に関する問い合わせ先
東京医療保健大学入試事務部
東京都目黒区東が丘 2-5-1
電話番号：03-5779-5071